



## 下水道の主な各種計画

下水道事業は様々な計画を策定し、それに基づき実施をしています。

### (1) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準の類型が指定されている公共用水域について、これを達成維持するうえで必要な下水道整備を最も効率的に実施するために、公共下水道や流域下水道などの上位計画として、下水道法に基づき、都道府県が策定します。

### (2) 全県域汚水適正処理構想

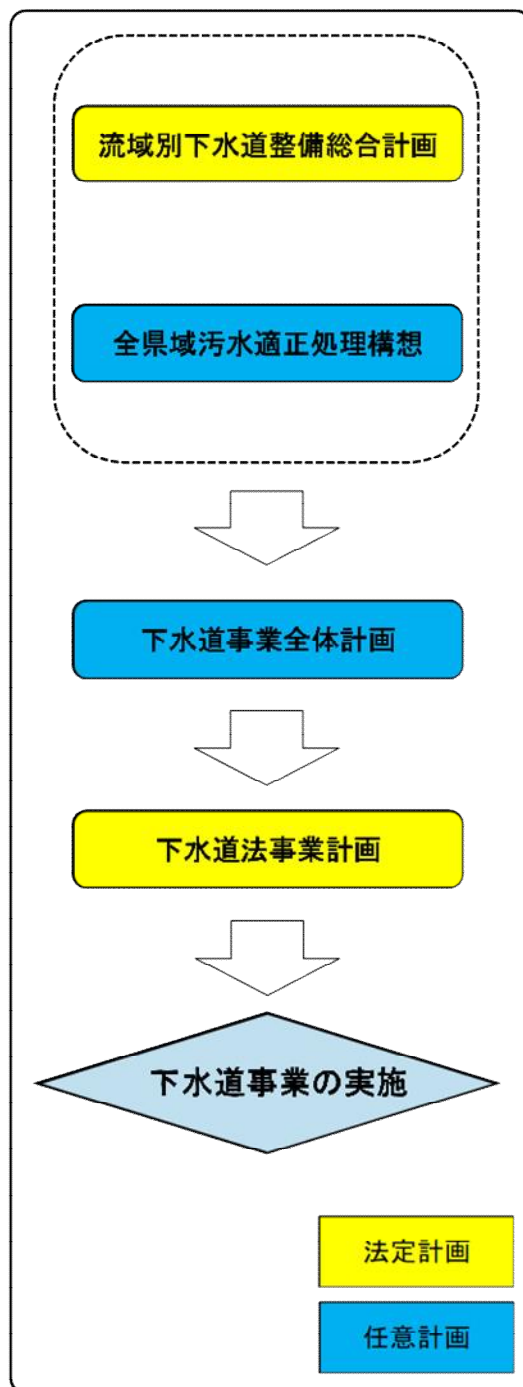
全県域汚水適正処理構想は、各市町村の整備区域や整備スケジュールをまとめたものであり、効果としては地域の特性にあった汚水処理施設の整備・運営管理を計画的かつ効率的に推進することができます。

### (3) 全体計画

全体計画は、流域別下水道整備総合計画等に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めたものです。

### (4) 事業計画

事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設配置等を定めた計画です。下水道を設置しようとするときは、下水道法に基づき事業計画を策定する必要があります。



流総計画名	関係市町村	計画処理人口 (千人)	計画下水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)	策定年月日
東京湾	32市町	4,394.6	2,552.9	H21.8.7
利根川	26市町	2,184.7	1,219.0	H24.3.28
九十九里・南房総	30市町村	348.0	173.0	H23.12.19

※東京湾流総計画については、系外流入分を含む（印旛処理区）

## 流域下水道の計画と現況

流域下水道は、市町村が整備する公共下水道からの下水（汚水）を受け、市町村の行政区域にとらわれることなく広域的に下水を集めて、終末処理場で浄化するものです。

県では、印旛沼流域、手賀沼流域及び江戸川左岸流域の3流域において事業を実施しています。

### (1) 印旛沼流域下水道

印旛沼流域下水道は、印旛沼や東京湾の水質を保全するため、2つの処理場があり、昭和43年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、花見川終末処理場は昭和49年4月から、花見川第二終末処理場は平成6年6月から供用開始しています。

令和5年3月末においては、花見川終末処理場は1日平均約31万 $\text{m}^3$ 、花見川第二終末処理場は、1日平均約22万 $\text{m}^3$ を処理する水処理施設が稼働しています。



花見川終末処理場



花見川第二終末処理場

### (2) 手賀沼流域下水道

手賀沼流域下水道は、手賀沼の水質を保全するため、昭和46年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和56年4月から供用開始しています。

令和5年3月末においては、1日平均約21万 $\text{m}^3$ を処理する水処理施設が稼働しています。



手賀沼終末処理場

### (3) 江戸川左岸流域下水道

江戸川左岸流域下水道は、東京湾や江戸川の水質を保全するため、昭和47年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、江戸川第二終末処理場は昭和56年4月から、江戸川第一終末処理場は令和3年3月から供用開始しています。

令和5年3月末においては、江戸川第二終末処理場で1日平均約36万 $\text{m}^3$ 、江戸川第一終末処理場で1日平均約2万 $\text{m}^3$ を処理する水処理施設が稼働しています。



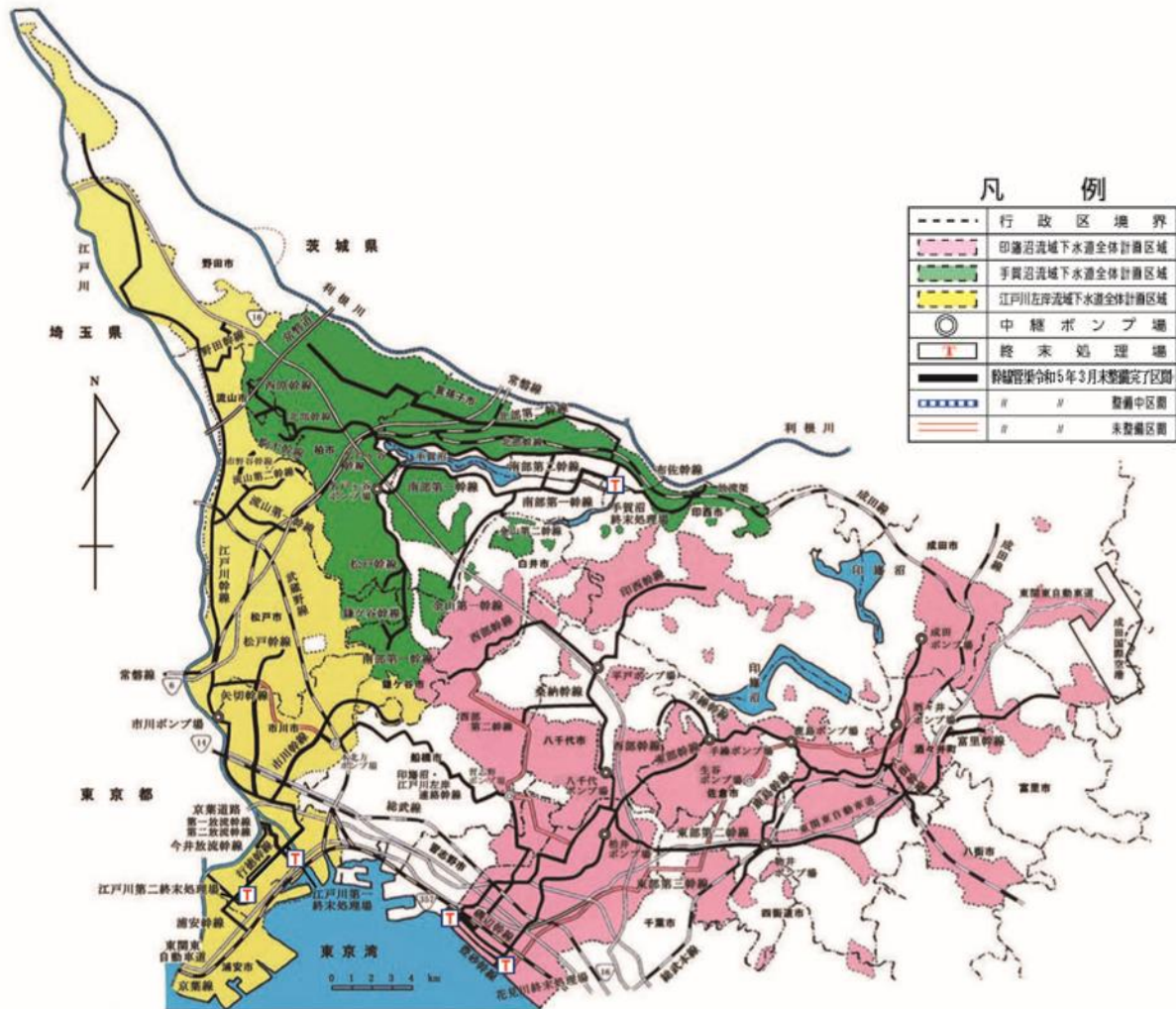
江戸川第一終末処理場



江戸川第二終末処理場



# 千葉県流域下水道計画図



## 流域下水道の概要

令和5年3月31日現在

流域下水道名		印旛沼 流域下水道	手賀沼 流域下水道	江戸川左岸 流域下水道
区分				
関係都市		12市1町	7市	8市
計画面積		27,391ha	12,102ha	20,417ha
計画人口		約141万人	約66万人	約142万人
計画処理水量		約65万m <sup>3</sup> /日 (日平均)	約26万m <sup>3</sup> /日 (日平均)	約56万m <sup>3</sup> /日 (日平均)
ポンプ場	計画	11ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
	供用	10ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
管渠延長	計画	約218km	約88km	約116km
	供用	約166km	約88km	約105km
終末処理場	計画	花見川9系列	手賀沼7系列	江戸川第一9系列
	供用	// 8系列	// 5.5系列	// 1系列
	計画	花見川第二7系列	—	江戸川第二8系列+東系列
	供用	// 3系列	—	// 8系列+東系列(1/2)

※連絡幹線の管渠及びポンプ場は、印旛沼・江戸川左岸流域に重複して計上。

## 公共下水道及び都市下水路の計画と現況

### (1) 公共下水道

公共下水道は、下水（雨水及び汚水）を道路等の地下に埋設した下水管で排除し、汚水は末端に設置した終末処理場、または終末処理場を有する流域下水道に接続し、処理するものです。千葉県では令和5年3月末においては、36市町村で実施（うち1町では雨水排除のみ実施）されています。



寺崎都市下水路（佐倉市）

### (2) 都市下水路

都市下水路は、市街地内の雨水を排除し、市街地の浸水を防止するためのものであり、千葉県では22市町にわたる59か所の都市下水路の整備を完了しています。

## 下水道の多目的利用

処理水を有効利用することにより、うるおいのある水辺空間を創り出すなど、下水道には街づくりに対する新しい役割が期待されています。

本県では、幕張新都心地区において、花見川終末処理場の処理水を、噴水池やトイレ用水として利用する「再生水利用下水道事業」（4,120 m<sup>3</sup>/日最大）及び冷暖房の熱源として利用する「地域冷暖房事業」を実施しています。